

第45回大分国際車いすマラソン 危機対応マニュアル

I 趣旨

このマニュアルは、第45回大分国際車いすマラソンの中止基準及び緊急事案発生時の対応について、大会本部、関係者の対応に必要な事項を定めるものとする。

II 大会中止基準

- (1)大分地方気象台が、大分市に警報(大雨、氾濫、土砂災害、暴風、暴風雪、大雪、高潮)を発表したとき又は発表するおそれがあるとき。
- (2)県内で震度6弱以上の地震を観測し、大分県に災害対策本部が設置されたとき。
- (3)県内に津波警報(大津波)が発表され、大分県に災害対策本部が設置されたとき。
- (4)その他の災害で大分県に災害対策本部が設置されたとき。
- (5)コース上で大規模な事故、事件、火災、ガス漏れ、水道管破裂、道路陥没、停電等により、レース運営に支障を来す事案が発生したとき。
- (6)全国瞬時警報システム(Jアラート)が発令され安全確保ができないとき。
- (7)国内で大災害が発生したとき、又は社会的に大きな事件等により大会の開催が困難となる事象が発生したとき。
ex:南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)、緊急事態宣言等
- (8)ただし、上記(1)～(7)の場合であっても、大会会長が実施可能と判断し、大会を開催する場合がある。

III 判断方法(レース前)

大会事務局により、下記の日程で開催検討会議を逐次実施し開催の可否について検討する。

なお、検討にあたっては、大会技術代表及び競技役員総務の意見を反映すること。

- ① レース7日前
- ② レース前日 午前10時
- ③ レース当日 午前4時

最終決定は開催検討会議の結果をふまえ、大会会長が判断する。

IV 緊急事案発生時の対応

レース前日及びレース当日に緊急事案が発生し、又は発生するおそれがある場合は、大会本部及び関係者において、事態に対処するものとする。

(1)想定される緊急事案の種類

事案の態様	種 別
自然災害	①風雨・落雷 ②地震 ③津波 ④噴火 ⑤その他大規模な災害
大規模な事件等	⑥弾道ミサイル発射 ⑦爆破 ⑧無差別テロ ⑨毒劇物散布(異臭騒ぎ含む) ⑩各事案の予告 ⑪不審物(者)の発見 ⑫パンデミック
大規模な事故	⑬爆発 ⑭火災 ⑮ガス漏れ ⑯水道管破裂 ⑰道路陥没 ⑱停電

(2) 対処行動

緊急事案が発生した場合は、迅速かつ的確に以下の措置を講ずる。

ア 大会関係者等への情報伝達と避難準備

大会本部は大会関係者等に対し、発生した緊急事案を正確に伝えるとともに、混乱をきたさないよう、場内放送、無線及び携帯電話による周知、大会協力者の口頭、その他あらゆる手段により、大会関係者等に対して周知を図り、必要に応じて避難準備等を促すものとする。

イ 選手及び観客への情報伝達と避難準備

緊急車両、広報車等によるアナウンス並びにコース付近での大会協力者の口頭など、その他あらゆる手段により選手及び観客に対して周知を図り、必要に応じて避難準備等を促すものとする。

ウ 救護活動

負傷者が発生した場合は、可能な範囲で身元確認に努めるとともに、安全な場所に誘導し、到着した消防(救急隊)に引き継ぐものとする。

エ 避難誘導及び残留者の確認

避難誘導に際しては、避難行動の支障となる物品を撤去し、安全確保対策を行うとともに、自らの行動に制約のある障がい者、乳幼児等、避難行動要支援者に配慮を行いながら、誘導するものとする。

なお、避難誘導中に負傷者又は逃げ遅れた者を発見した場合は、大会関係者が相互に連携し、救護又は誘導に努めるとともに、対応が不可能と判断した場合は、速やかに警察・消防に引き継ぐものとする。

オ スタート後のレース中止による選手の収容

コース上の選手を収容し、収容車ほかコース配置車両を総動員して大分県立美術館又は大会本部が指定する場所に帰着させる。